

在日朝鮮・台湾人の法的処遇の憲政史的研究——衆議院所蔵・帝国議会文書による実証的研究

研究代表者：赤坂 幸一（九州大学法学研究院准教授）

【研究の目的・方法】

本研究開始時の主たる目的は、衆議院事務局が所蔵する膨大な未公開資料群の本格的な活用を通じて、(1) 大正～昭和 20 年代における朝鮮人・台湾人の法的処遇の内実及びその背景について、とくに参政権の付与・剥奪に焦点を当て、実証的に解明すること、および、(2) それと同時に、衆議院議事部に遺された未公開資料群を精査し、帝国議会期の基礎的資料を発掘・整理・公開することによって、学術上・政策上の調査基盤を提供することにあった。

というのも、たしかに近年の憲政史研究は、各種の内外資料の公開・発掘により飛躍的な展開を遂げてきたが、国会両議院は情報公開法の適用対象外とされ、従来、その所蔵資料について外部の研究者等が閲覧することは不可能であった。また、両議院ともに、多くの歴史的資料を必ずしも体系的・組織的に整理・保管しないまま、現在に至っている。本研究は、これらのうち衆議院議事部の所蔵する帝国議会時代の資料に焦点を当てて所要の調査・整理および保全を行い、併せて学術的な観点から分析を加えようとするものである。すでに稿者は 2008 年に衆議院事務局の予備的調査を実施し、すでに数多くの貴重な資料が発見されている。その目録の一部（帝国議会期に限定）はすでに公表しているが¹、一例を挙げれば、(1) 現行憲法典を制定した際の各派交渉会の記録や、(2) 衆議院事務局独自の各種調査資料がそれにあげられる。

とりわけ、後者の中には、『朝鮮及台湾在住民政治處遇調査會書類 衆議院 昭和 19 年 12 月』や『昭和 19 年 12 月設置 朝鮮及台湾在住民政治處遇調査會資料 衆議院』など、朝鮮人・台湾人の法的処遇や、朝鮮・台湾在住民の政治的処遇に関する包括的な調査書類が遺されており、研究計画立案時において、重要な意義を持つ研究対象であると目された。例えば、第 2 次大戦の敗戦前まで「帝国臣民」として選挙権・被選挙権を有していた朝鮮人・台湾人の参政権が、戦後、紆余曲折を経て停止・剥奪されるにいたった過程の少なくとも一部を解明することが期待でき、今日、定住外国人の地方参政権付与の問題を考える際にも重要な視点を提供するものと見込まれたのである。

また、本研究は、上記の資料研究と併行して、その前提となる衆議院所蔵・未公開資料群の整理・保全作業を行い、新たな憲政史研究の基盤を提供することを目的とした。すなわち、出版や個別研究に利用できる重要資料を早期に特定し、必要に応じて、複製作成やデジタル撮影・マイクロ撮影を行うこととし、すでに撮影していた『衆議院議会

¹ 「帝国議会期文書仮目録」（衆議院事務局，2010 年）<http://hdl.handle.net/2324/17762>

制度調査会関係資料』に加えて、いかなる重要資料が存在しているのかを探ることから、調査を開始することとした。

(3)また第3に、このように従来全く公開されてこなかった議会議務局所蔵資料の検討を行うに際して、そのような資料の作成主体である議会議務局の機能に本格的な検討のメスを入れることが必要になる。例えば、議会議務局には国会法（戦前は議院法）の改正に関する資料や選挙制度関係資料、外交資料や『各派交渉会資料』など、極めて重要な資料群が遺されていることが確認されており、このような調査・検討資料がわが国の憲政運用に与えた影響は極めて大きいものと想定される。そもそも、憲法学の本来的位置分野である議事法の形成・運用に関しては、議会議務局が現実の議院運営の中から——主としてフランス議会法学の影響を受けつつ——創出した議会先例の検討を行うことが不可欠なのであって〔研究成果16を参照〕、議会議務局の所蔵資料群には、『先例集』・『先例彙纂』の改訂に関する調査資料が含まれていることに、再度注目する必要がある。

本研究では、このような議事法の形成過程の背景を探るため、議事法に通暁した議会議務局関係者についてオーラル・ヒストリー・メソッドを用いた調査を並行実施するとともに、比較法的・歴史的観点から、我が国における議会先例の形成過程の特質を解明することを試みた。

以上を要約すれば、本研究の主たる目的は、①議会議務局所蔵資料を用いた個別的・実証的研究の実施、②議会議務局所蔵資料の調査・保全・公開などの研究基盤の構築作業の実施、③議会議務局機能、とりわけ議会先例の意義の解明、の三点に存した。

【研究の実施状況】

1. 議会議務局所蔵資料等の調査・分析

次に、①～③の研究目的に沿って、研究の実施状況について略述する。第一に、研究目的②の所蔵資料の調査・保全作業の実施に際して、新規の重要資料群〔下記の(a)～(c)の三点〕の存在を突き止めることに成功し、そのため、研究のプライオリティをこれら新出史料の検討・分析にあてることとした。具体的には、(a)衆議院事務局所蔵の「庶務課日誌」である。帝国議会期の議会議務局では、現在の庶務部に当たる組織を「庶務課」と呼称していたが、調査の結果、同課の日誌が現存することが確認され、しかも、帝国議会初期の明治26年から、帝国議会末期の昭和18年まで、記述内容の濃淡はあるものの、連綿と書きつづられた内部日誌であることが判明した。

帝国議会期の議会運用や事務局運営、叙勲関係資料や『先例集』の検討過程を示す資料群など、庶務課作成の周辺史料も同時に発掘されたことから、稿者は、「庶務課日誌」の全体をデジタル撮影すると同時に、「周辺史料」の重点撮影・分析を試みた。とくに、目次が作成されている史料は、少なくともこの目次を遺漏なく撮影し、後日の利用の便に資することに配慮した。本研究期間中に庶務課日誌・庶務課関連資料の撮影自体は終

了し、現在、その利用・公開の在り方に関して関係部局と調整を行っているところであるが、研究基盤の構築という観点から、いわば国民の共有財産である歴史的資料の利用・活用に関しては、柔軟な発想が求められよう。

次に、本研究の遂行過程では、参議院の所蔵資料にも相応の比重を置いた調査を進めたが、そこから、(b)月曜会ないし^{うきくさ}萍 憲法研究会という、憲法制定当時の貴族院関係者の談話会の大部の記録が発見された。これは極めて重要な憲政資料であることから、後述の【研究の成果】欄で特記することとし、ここではその存在に言及するにとどめる。

また、貴族院書記官長・侍従次長・貴族院議員・参議院議員・参議院議長を歴任した河井弥八について、新出の日記²や所蔵資料群について、原資料所蔵者および現在の管理者である掛川市担当部局との間で、その整理・公開の検討を進め、とくに2011年12月の河井弥八記念館の開館とも連動しつつ、(c)河井弥八日記の刊行作業について合意を見たところである。歴大な日記史料であるために、まずは戦後期の昭和20年～35年の日記刊行を優先させつつ、将来的には貴族院書記官・書記官長時代までをカバーする計画である。

このように、研究目的②の所蔵資料の調査・保全作業の実施という観点からだけでも、研究開始後に大きな研究の進展を見ることができ、したがって、研究計画遂行上の重点・プライオリティをこれらの新出資料群に置くこととなった。このうち(a)については調査を終了し、公開・利用の検討段階であり、(b)については資料撮影・翻刻・分析をほぼ終了し、2013年度～2014年度にかけて公表できる見込みである（【研究の成果】欄も参照）。(c)については、資料撮影等をすでに終え、その翻刻・校正、及び内容分析に着手したところであり、地元の関係者等との連携を図りつつ、早期に刊行にまでたどり着くことを目標としている。

2. 議会先例・議会議務局の研究

また第二に、研究目的③の議会議務局機能、とりわけ議会先例の意義の解明については、わが国の議会法秩序の主たる源泉である議会先例につき、従来学問的研究の蓄積に乏しかったことから、議会先例・『先例集』の作成にいたる議会開設草創期の事務局関係者の検討過程につき考察し、あわせて比較法的な観点からの分析を試みた（研究成果1・2・3・16、および【研究の成果】欄も参照）。

また、議事法の形成・運用主体に着目した研究も並行実施し、とりわけ衆参の事務総長経験者へのオーラル・ヒストリーや、同様に衆参の委員部長・議事部長経験者へのオーラル・ヒストリーを積み重ねることによって、議事法の背景にある政治的要因や検討過程を彫琢することを試みた（研究成果4・7・8・12～15、17・19）。

² 侍従次長時代の日記については、『昭和初期の天皇と宮中—侍従次長河井弥八日記』（全6巻、岩波書店、1993～1994年）として刊行されている。

この過程で特に注目されるのは、元衆議院委員部長・元参議院議員の平野貞夫氏の日記史料である。詳しい解説は『消費税国会の攻防——平野貞夫・衆議院事務局日記』（千倉書房，2012年）〔研究成果5〕に付した解題の参照を願うほかないが、同日記は平野氏が衆議院を退職するまで、昭和60年～平成4年の間に書き溜めた克明な日記史料であり、議院運営委員会を所管する委員部総務課長・委員部副部長・委員部長時代の日記であることから、与野党の重要な情報が平野氏に集約され、あるいは平野氏を媒介に伝達されている様子がよく了解される。

たしかに平野氏は独特のパーソナリティの持ち主であり、平均的な議会事務局像をここから一般化ないし導出することはできないが、同日記には議会事務局における先例検討会議の模様や、議会運営上の先例・憲法・議事法解釈問題、さらには事務局人事や与野党政治家との接触（もう一つの「政官関係」）の有様について貴重な情報が豊富に含まれており、他の諸資料と比較照合することによって、これらの問題を考察する上で不可欠の文献である。このような観点から、稿者は、2013年3月～4月に、同日記の完全版『平野貞夫・衆議院事務局日記〔全5巻〕』（信山社）を刊行する予定であるが、同日記についてはなお【研究の成果】欄で後述することとしたい。

3. 個別研究の実施

1で述べた事情から、史料研究ないし実証研究のプライオリティを、従来発掘してきた個別の史料を用いた個別の実証研究ではなく、新出の憲政資料群の調査・保存、および成果の公開・利用促進（＝研究基盤の構築）をはかる点に置くこととした。

もちろん、多様な諸資料を活用した研究も同時的に並行実施しており、例えば、草創期の議会官僚による議事法・議院規則の形成過程を示す『議院規則に関する書類』（尚友ブックレット，2013年）及びその解題（研究成果1・2）、同じく初期議会官僚による議会先例の形成過程を、当時の議会官僚たちの日記や事務局所蔵資料を駆使して解明した「統治システムの運用の記憶——議会先例の形成」（研究成果16）、あるいは、前述の平野貞夫日記や事務局関係者のオーラル・ヒストリーを活用しつつ議事運営における憲法解釈問題をフランス公法学の知見から分析した「憲法習律とフランス憲法学」（研究成果20）など、個別の実証研究についても、相応の比重を置いた研究成果を公表した。冒頭で触れた朝鮮・台湾在住の日本国籍者の政治的処遇、とりわけ参政権の付与の問題についても、次年度中に調査結果を公表する予定である。

【研究の成果】

以上のような実施状況をふまえて、稿者は、以下のような諸著作・史料集を公表しているところである（①本研究助成の直接の援助を受けた②「著作」に限定する）。

1. 尚友倶楽部・赤坂幸一、『議院規則に関する書類』，尚友ブックレット，2012.12.

2. 赤坂幸一, 「議事堂火災と議事法研究——本書の刊行によせて」, 尚友ブックレット『議院規則に関する書類』, 2012. 12. [1. を参照]
3. 赤坂幸一, 「鈴木隆夫と議事法」, 『国会法の理念と運用——鈴木隆夫論文集』, 2012. 11.
4. 赤坂幸一, 中澤俊輔, 牧原 出 (編著), 『議会政治と 55 年体制——衆議院事務総長の回想／谷福丸オーラル・ヒストリー』, 信山社, 2012. 06. [13. を一般書籍として編集・刊行したもの]
5. 赤坂幸一・奈良岡聰智 (編著), 『消費税国会の攻防——平野貞夫衆議院事務局日記』, 千倉書房, 2012. 05.
6. 赤坂幸一, 「参議院議員選挙と『投票価値の平等』」, 平成 23 年度重要判例解説, 2012. 04.
7. 赤坂幸一・奈良岡聰智・村井良太, 『平野貞夫オーラルヒストリー(下巻)』, 2012. 02.
8. 赤坂幸一・奈良岡聰智・村井良太, 『平野貞夫オーラルヒストリー(上巻)』, 2012. 02.
9. 赤坂幸一, 「法律と条例の関係——新条例論を踏まえて」, 法学セミナー, 57, 1, 39-41, 2012. 01.
10. 赤坂幸一, 「憲政秩序と議会官僚——韓国国会事務局調査の概要」, 衆議院調査局論究, 8, 204-214, 2011. 12
[http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryoy/2011ron8.pdf/\\$File/2011ron8.pdf](http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryoy/2011ron8.pdf/$File/2011ron8.pdf).
11. 赤坂幸一, 「参議院をどうするのか」, 朝日ジャーナル, 2011. 10.
12. 赤坂幸一, 奥健太郎, 奈良岡聰智, 『指宿清秀オーラルヒストリー』, 2011. 10.
13. 赤坂幸一, 中澤俊輔, 牧原出, 『谷福丸オーラルヒストリー』, 2011. 10.
14. 近藤誠治 (著), 赤坂幸一・奈良岡聰智 (編著), 『立法過程と議事運営——衆議院事務局の三十五年』, 2011. 07. [19. を一般書籍として再編集・刊行したもの]
15. 今野彧男 (著), 赤坂幸一・奈良岡聰智 (編著), 『国会運営の裏方たち——衆議院事務局の戦後史』, 2011. 07.
16. 赤坂幸一, 「統治システムの運用の記憶——議会先例の形成」, レヴァイアサン, 48, 2011. 04.
17. 赤坂幸一, 今津敏晃, 奈良岡聰智, 『佐藤吉弘オーラルヒストリー』, 2011. 03.
18. 赤坂幸一, 日本における議院内閣制の運用上の諸問題, 江原法学, 32, 89 - 109, 2011. 02
<http://hdl.handle.net/2324/20034>.
19. 赤坂幸一, 奈良岡聰智, 『近藤誠治オーラルヒストリー』, 2011. 01.
20. 赤坂幸一, 憲法習律とフランス憲法学, 『憲法改革の理念と展開 [上巻]』 (信山社, 2012 年)

これらの一点ずつを紹介することは紙面の制約上困難であることから、将来の展望も含め、とくに重要と思われる点に絞って、研究成果の概要を摘示することとする。

1. 議会事務局の衡量過程（研究目的③関係）

議会事務局が議事運営や議会先例の形成・運用過程において重要な機能を果たしていること、および、議会事務局における検討の一部は、事務局所蔵の調査資料という形で保存されており、従来、本格的な研究の対象とはなっていないこと、については前述した。このような状況に鑑みて、稿者は衆議院議事部の所蔵する帝国議会時代の資料の整理・保全に取り組み、国会法、議院規則及び議会先例の形成・確立過程を解明するための資料的基盤を構築すると共に、議会事務局の役割を、資料研究、オーラル・ヒストリー、諸外国の例との比較照合という観点から明らかにした。

具体的な成果としては、事務局 OB へのオーラル・ヒストリー（今野或男『国会運営の裏方たち』、近藤誠治『立法過程と議事運営』、谷福丸『議会政治と 55 年体制』ほか 3 件）を公刊したほか、本研究テーマに関わる学術論文も多数公表した（例えば、稿者の編集によるものとして、『憲法改革の理念と展開〔上・下巻〕』（信山社、2012 年）があり、研究成果 20 もここに収録されている）。

さらに、このような憲政資料を実務的観点から作成し、憲政運用の実際に当たる議会官僚の役割を、比較法的な観点から明らかにすることを目的として、韓国において議会事務局・議会文書館の現地調査を行った（研究成果 10）。

以上に加えて、このような研究を進める過程で、従来閲覧が不可能であった衆議院庶務部所蔵の日誌（「庶務課日誌」）を発掘し、2011 年 8 月以降、同日誌の撮影・予備的調査を行った（既に撮影はすべて終了している）。この資料は、帝国議会以来の衆議院事務局内部の運営の実態を詳細に記録したもので、既に整理が終了した議事部所蔵資料と併せて分析することによって、例えば、衆議院事務局が両院間の調整プロセスを規律する議会先例の形成にどのように関わったのか、あるいは、内閣、院内会派、議員や貴族院事務局とどのような交渉を持っていたのかを解明することが期待される。

また、上述のように、参議院委員部長経験者（川上路夫氏）を含む複数の OB からのオーラル・ヒストリー、および衆議院委員部長まで務めた平野貞夫氏の日記の刊行プロジェクト（『平野貞夫・衆議院事務局日記〔全 5 巻〕』）も進行中であり（2013 年 3 月刊行予定）、議会官僚の衡量過程を解明するという研究目的は、本研究の当初の予想を超えて、大きく進展することとなった。

2. 『平野貞夫日記』の刊行プロジェクト（研究目的③関係）

1 でも触れたように、議会官僚の衡量過程を解明し、議会先例の形成や議事運営における議会事務局の役割に光を当てるという研究目的③の観点からは、衆議院委員部長ま

で務めた平野貞夫氏の日記の刊行プロジェクトが特筆に値する。同書は、衆議院事務局の委員部総務課長～委員部長時代の平野氏が、1985（昭和60）年2月から1992（平成4）年2月まで、消費税制度の成立や、社公民路線から自公民路線への転換、定数は正問題や議会運営の諸問題一般等々につき、当時の膨大なメモ・書簡とともにつづさに書き遺した日記を、原文と厳密に照合し、校訂作業を施した上で公刊するものであり、憲政史・政治史研究の対象を平成初頭まで飛躍的に拡大するという意義をもつものである。

たしかに、平野氏が本書刊行の時点において一定の政治活動に関与していることは、本書の「読み方」についても一定の留意を必要としよう。しかし、同時に留意すべきことは、本書に記された（昭和末期から平成初頭にかけての）平野氏の営為には、本書刊行の時点における平野氏の立場とは不整合な、場合によっては不利な、記述も多く含まれているという事実である。たとえば、決別以前の公明党との蜜月時代、消費税の導入に尽力した経緯、崇教真光への傾倒、事務総長ポストをめぐる鏝迫り合いと敗北——この種の例は枚挙にいとまがないが、このことは少なくとも、平野氏にとって、本書に含まれる20年～27年前の出来事が「歴史」に属していることを示している。付言すれば、後年に平野氏が刊行した諸著作には、本日記を引用し、あるいは本日記に言及する箇所が無数にあるが、その際、日記原文の記述に若干の変更が加えられているケースも多く見られる。その大半は読みやすさを考慮してのものであるが、ニュアンスの相違を伴うものもあり、読者には、既出の諸文献と日記本文との「偏差」から「一定の含意」を読み取るという「読み方」も、可能なのである。

以上の留保を付した上で、衆議院の舞台裏から、この時期の政治的・憲法的事象を観察し、あるいはそこに参与し、その有様をつづさに書き残した本日記は、昭和末期以降の時代が初めて、政治史学・憲法史学の対象として取り込まれる嚆矢となるものであり、今後の各種資史料の整備・充実と相まって、この時期の憲政史研究にとって必須の文献となることは疑いない。

というのも、およそ現代を適切に理解するためには、過去の事象を適切に踏まえなくてはならないが、しかしながら、昭和後期～平成初期という時代は、本書刊行の年（平成25年）において、なお政治史学・憲法史学の対象となる程に「歴史」化しているとは言い難く、本格的な研究を行うための環境が整うには、なお相当の時間を閲する必要があると思われるからである。

例えば、中学一年生時代から欠かさず書いて膨大な量になっているという『田村元日記³』、同じく中学生時代から書き続け、「書かないと寝られな」かったという『小淵恵三日誌⁴』、およびオーラル・ヒストリーの中でその一部が公開された『吉國一郎日記⁵』

³ 田村元『政治家の正体』（講談社、1994年）210頁以下。

⁴ 御厨貴・牧原出（編）『聞き書 野中広務回顧録』（岩波書店、2012年）264頁以下。

⁵ 『吉國一郎オーラル・ヒストリーⅠ・Ⅱ』（東京大学先端科学技術センター御厨貴研究室、

など、同時代の憲政史文書の多くは、関係者のプライバシー等の問題から、そもそも閲覧・利用できる日が来るかどうか自体、定かでない。また、1980年代半ばまでをカバーする『岸信介日記⁶』についても同様であって、自民党の長老会議・最高顧問会議などの自民党組織論や、対台湾関係問題など外交史研究の観点からも興味深い憲政資料であるが⁷、現段階で一般に利用できる状態には至っていない。こういった憲政史・政治史研究の現状に鑑みると、昭和60年から平成4年までの時期を、当事者しか知り得ない内部情報・克明なメモ書きなどまで含めて原文と忠実に照合したうえで翻刻・刊行される本日記は、他の諸資料との慎重な比較検討を必要とすることを当然の前提としつつも、憲政史研究にとって極めて重要な意義を有することに疑問の余地はない。

3. 月曜会記録の翻刻・刊行プロジェクト（研究目的①・②関係）

上述のように、所蔵文書の調査範囲を拡大する過程で、いわゆる月曜会ないし萍憲法研究会の談話速記録を発見することになり、その内容上の重要性・価値に鑑みて、調査研究のプライオリティを同文書に置くこととなった。同文書は、日本国憲法制定の際に貴族院の当事者として関与した人々が、①日本国憲法制定時の事情や背景、および占領下であるがゆえに語れなかったことを後世に伝えること、②日本国憲法の問題点を検討すること、ならびに、③憲法改正案を作成すること、を目的として結成した研究会の談話速記録で、研究会43回分の発言内容が逐条的に記録された膨大な資料群であるが、周辺史料も併せ考慮すると、同研究会は中断を挟みつつ、少なくとも48回開催されていることが分かる。

これらの速記録は極めて貴重な第一級の憲政資料であり、内容を精査したうえで、翻刻・刊行すべきものであるが、従来、全く知られていなかったわけではない。例えば、

2011年)は、吉國氏が膨大な日記の一部を読み上げ、これに対して質疑・応答が行われるという形式で進められた。御厨貴(編)『オーラル・ヒストリー入門』(岩波書店、2007年)20頁以下〔御厨貴執筆〕も参照。

⁶ 山口県田布施町郷土館所蔵。同日記は岸が一線を退いた最晩年のものであり、1975年から1986年までをカバーしている。ちなみに、岸は生前次のように述べて、自身の(少なくとも現役時代の)日記の存在を否定するとともに、政治家等の日記の早期の刊行に否定的な考えを示していた。曰く、「政治家はメモや日記などの記録を残すべきだね。私も残しておけばよかった。弟(佐藤栄作氏)は日記を書いていたんだ。新聞社からいまこれを出すべきかどうか問題になっているが、出版するのは早すぎる。あまりに生々しすぎるよ。原敬日記だって死後20年以上経って公表されたんだからね」と(原彬久(編)『岸信介証言録』(毎日新聞社、2003年)14頁)。

⁷ 「戦後日本への政治外交史からの分析は、一次史料について『佐藤栄作日記』・『楠田實日記』という首相・秘書官の日記が公開された佐藤内閣期までが接近可能な時代であり、1970年代以降については未踏の領域であった」

(<http://kaken.nii.ac.jp/pdf/2009/seika/jsps-1/11301/19530093seika.pdf>)が、同日記により、1970年代研究の端緒が開かれることが期待される。

上述の河井弥八日記にも「憲法研究会」の記述は何箇所か出てくるし（同研究会は議長公邸で行われることも多かった）、また、『故牧野英一博士寄贈図書目録』・『同〔新版〕』や佐藤達夫関係文書 357・707、あるいは憲政資料室所蔵の山川端夫文書、個人所蔵の「小野寺五一日記」等にも、断片的ながら同研究会の情報や憲法改正案が姿を見せているのである。しかしながら、同研究会の殆ど速記録が発見され、本格的な学術研究の対象となることによって、戦後の憲法体制を新たな角度から立体的に検証することが可能となろう。

同研究会の活動・目的・構成等を今少し詳しく検討すれば、上述のように、同研究会は①憲法改正の経緯の記録、②現行憲法の解釈論、③独自の理想的な憲法改正案の作成、を主要な三本柱としていたが、ただし、当面は9条と再軍備問題、憲法裁判所問題、天皇制、国会問題（予算増額、法律の過多、参議院制度、三読会と常任委員会制度）、裁判所増員問題（調査官制度）などから調査を開始して、その具体的な問題との関係で、憲法制定当時の議論を明かにし、最終的な憲法改正草案の作成は最後段階にすることとされている。当時は憲法改正論議が隆盛を見せた頃であり、具体的なテーマ設定は憲法調査会と大幅に重なっている点の一つの特徴であって、実際、同研究会の参加者たちは、憲法調査会の議論が若手の安直な議論に流れていることを憂慮しつつ、また憲法調査会の議論を意識しながら、率直な意見交換を非公開の場で⁸行っていたのである⁹（構成員という点でも、月曜会と憲法調査会とは、部分的に重複している）。

その研究会構成員につき敷衍すれば、主として貴族院憲法審議の参加者から成っており、主要メンバーは山田三良（1869-1965）、山川端夫（1873-1962）、岩田宙造（1875-1966）、牧野英一（1878-1970）、有馬忠三郎（1879-1958）、高柳賢三（1887-1967）、小林次郎（1891-1967）、宮沢俊義（1899-1976）、佐藤達夫（1904-1974）、佐藤功（1915-2006）らである。すなわち、学界・官界・実務界の長老格¹⁰および（時折ではあるが）若手の憲法研究者で構成されており、基本的に保守的・現実的な解釈論を展開している。

また、組織運営面の特色として、議長公邸・参議院議長秘書室などで実施され、また

⁸ 例えば「併しこういうことは国民には見せるということもできないことでありまして、この場限りで、まあそういうつもりであります。」（29.2.8 山田）「どうですか。この問題は、今お話になったように、非常に重大な問題で容易にこれは一般に知らすということとはできない。」（元首制論につき S29.7.19）などの発言記録を参照。

⁹ 「憲法調査会の方々は割合お若い方が多くて、日本の今までの政治のあり方とかあるいは政党の動きとかいうようなことについてはあまり御存じのない方が多かったようなので、まあこちらも続けてこの会を開いていって、そうして過去の経験から将来憲法を作るとすればどんなふうにしたらいいかということの一つ話合おうというわけで、今までお話を承ったのを私がまとめまして一つの案をこしらえたのであります」（S33.3.10 小林発言）。

¹⁰ 「宮沢喜一ちゃん」「宮沢はちょっと荒っぽいよ」（牧野）、「今の若い連中は」（高柳 S29.5.10）、「どうも若い連中と私等の間には余ほど距離があるね。あの連中は極端なことを言うと日本は潰れても軍備は持たんという」（岩田 S28.11.2）などの発言記録を参照。

参議院野紙への速記起こしに見られるような、「半公式的性格」を有していた点にも、留意しなくてはなるまい。

これらの参加者の中で、とりわけ活発な動きを見せたのが、新派刑法学の旗手¹¹・牧野英一である¹²。貴族院の憲法審議における牧野の主張は、当時、殆ど影響力がなかった¹³。実際、牧野自身、「学者議員の一人として、或は重宝がられもしたが、随分きらわれもした。これはわずかに1年間、しかし、甚しく忙しい一年であった」(『学究としての五十年』218頁)と述懐しているところである¹⁴。たしかに牧野は、主として刑法学者として知られており、月曜会でも展開した独創的な憲法上の主張は、現在においては殆んど忘れ去られている。しかし牧野は、憲法学・民法学・法理学にも関心があり、憲法関係の著作を残しているのみならず、萍憲法研究会の席上でも、穂積八東憲法学の正統継承者としての自負を垣間見せている¹⁵。日本国憲法の制定過程において、何が自覚的

¹¹ 牧野英一は、犯罪論については主観主義を、刑罰論においては教育刑を、本家本元のF.リストを超えた理論を展開している(応報刑・客観主義ではなく、目的刑・主観主義)。その背後には、穂積陳重を介して摂取した進化論の思想がある。その背景のもと、いわゆる自由法論を刑法学に導入し、「解釈は無限り」と主張して、罪刑法定主義の解消を示唆した(土本「理論と思想との融合」)。他方で、牧野の社会主義思想については、「近代社会を経た後の社会主義的な施策と近代以前の家父長的な干渉主義との間には、外形的な類似性があるが、牧野博士の思潮には後者が深い影を落としていた」(平野龍一)との指摘もある。実際牧野は、戦後の民法改正には最も激しい論難を加えている。

¹² 経歴については「故牧野英一博士寄贈図書目録」掲載の「プロフィール」を、牧野の人物像については土本武司「書齋の牧野英一先生」書齋の窓222号(1973年)を参照。なお土本氏は、茅ヶ崎の牧野邸で昭和32年から起居を共にしていた。

¹³ 牧野自身、『学究生活の思い出』(宝文館、1954年)で次のように回顧している。「信義誠実の原則」を民法・刑法(教育刑論)・憲法(文化国思想)に取り入れようというのが、自分の50年来の仕事である(234)。「わたくしは、憲法改正案の審議において、貴族院議員として、かような方面の議論を展開した。国家機関の組織及び権限の方面のことはその向の人々に任せ、人権を実質的に充実せしめるための国家的機能を論じて、民法刑法の基本原則を憲法上いかに措定するかを批判するのがわたくしの仕事であった。かくして国家を、権力と技術と好意との三位一体において理解しようというのが、わたくしの憲法論の骨子となっているのである」(234)。「憲法改正案審議の際、憲法に教育刑の原理を措定すべきことを主張したが容れられなかった。新憲法下における刑法改正の要綱を審議するに方り、改善主義の原則が確認せられねばならぬことを審議会の席上において問題としたのであったが、委員たる判事、検事、弁護士諸君が、或は反対せられ或は賛成を惜しまれ、その後、学者側の所論としてわたくしに対する反対論を発表したのが三家もある。学界は、かようにながめて来ると、わたくしの五十年來の努力を全く無視しているかの如くでもある」(235~236)と。

¹⁴ 月曜会記録S28.10.19, S30.4.4でも学者議員が嫌われた旨の記述がある。

¹⁵ 例えば「結局南原、田中耕太郎となると、ちっとも同情がない。穂積〔八東〕先生センセナリーという、へへんと言っただけだな。今穂積先生の太鼓を叩いて歩くのはぼく一人だ」(S30.4.4記録)、あるいは「我々憲法学者が先に立って」と宮澤俊義に発言している(昭和28年12月21日記録)。しかし他方で、「その点は全く憲法学者に警告してもらわなければならないことだ。それはお説のごときだ」との姿勢を見せたり(S29.3.1)、或いは「宮沢さんやなんかの憲法学者の論を見るとやはり人権論というのはあっさりしているね。憲

に選択され、何が選択されなかったのか、制憲者意思を探求する上でも、月曜会記録を精査することは不可欠の課題であろう。

なお、語学に堪能な牧野は、常に欧州の先端的法理論の摂取に勤しみ、戦災で蔵書2万5千冊を失った後も、また書籍を蓄え、法務図書館所蔵「故牧野英一博士寄贈図書目録」には図書だけで1147冊が含まれている。ここには萍憲法研究会草案をはじめとする憲法改正資料35点が含まれており、今後、月曜会関係の憲法記録として、調査・研究を行う予定である¹⁶。

さて、このような萍憲法研究会の憲法論議の特徴は、どこに求められるだろうか。またその意義や、今後の課題は何か。第1点から順次検討すれば、同研究会における憲法論議の特徴は、まず①当然のことながら、独立回復後の憲法改正論議の文脈の中に置かれている、という点である（時代的制約・文脈）。また②少人数・非公開であるが故に、参加者の個性が色濃くでている（例、牧野理論）。そしてまた、③現在に至るまで日本国憲法が一度たりとも改正されていないこともあって、現在でも見られる（あるいは通用する）憲法論議が既に完成した形で顔を揃えている点も、同研究会の特徴と言えよう（参議院組織法・権限法や、文民統制の在り方など）。しかも、④当初は「あまり手を触れない申合せ」（昭和29.2.22）であったにも拘らず、最終的には相当に大胆な提案（⇒萍憲法研究会草案）を行い、例えば刑事訴訟関連規定などは大幅カットされている（S29.7.5の発言記録も参照）。

第二に、「萍憲法論議」の意義を求めるとすれば、①史料発掘の進んだ憲法制定過程研究・憲法改正論議の中で、独自の地位を占めている点があげられる。本研究会の速記録は、日本国憲法制定過程の当事者が、制定当時の事情や現行憲法の問題点、さらには体系的な憲法改正草案をも非公開で作成し、かつ後世に語り残そうとしていた点で独自の価値を持っているが、今後同種の史料が——これほど大部に——発掘される可能性は極めて少ない。また、②膨大な速記録の存在、当面非公開のゆえの本音の意見交換、憲法制定の関与者による検討会、現行憲法の運用実態を踏まえた批判的考察、憲法修正案への結実など、内容面から見ても、極めて重要な憲政資料であることに疑いの余地はない¹⁷。また、③内閣の憲法調査会よりはるかに小規模ではあるが、同様の三段階の検討

法学者は僕のは相手にしておらない。昨日も佐藤〔功〕君に君は当然来てくれるのだろうという私は旅行しますと言っているのだ」（S30.5.23）などと、憲法学者には距離を取る。

¹⁶ 余談であるが、牧野英一は社会事業家・キリスト者・感化法立案者の留岡幸助に傾倒していた（団藤重光『心の旅路』298頁、301～309頁）。留岡は二宮研究・報徳研究の大家でもあり、「洗礼を受けた二宮尊徳」（床次竹二郎）と呼ばれ、中央報徳会の幹部となる。はからずも、貴族院書記官長・参議院議長であり大日本報徳社第5代社長の河井弥八の日記刊行プロジェクト（【研究の実施状況】1を参照）と、月曜会記録の研究・翻刻プロジェクトとが、ここに交錯することとなった。

¹⁷ 問題となっている論点は、憲法改正がなかったこともあり、現在でもアクチュアルな課題が多い（例、昭和28年12月21日の佐藤功報告の4問題）。

に先駆けて取り組み、具体的な憲法改正案まで作成し、かつ審議過程を残している点で、独自の意義を有している。付言すれば、④衆参両院の憲法審査会が始動した現在、憲法改正・憲法改革¹⁸の当否如何にかかわらず、わが憲政システム創設当時の事情が語り遺されたこと自体に、大きな意義が認められるであろう。「月曜会」参加者の思惑通り、同研究会の結成から60年余を経て、参議院の倉庫から研究会記録が発掘されたことには、歴史の巡り合わせ、あるいは歴史を超えた意図を感じさせずにはおかない。

最後に、本史料に関する今後の調査・研究方針についてであるが、憲政資料室所蔵の「山川端夫文書」における各種の憲法草案および月曜会関係記録を精査するとともに、同じく憲政資料室所蔵の「小林次郎文書」中、憲法関係メモを内容とするノートI～IVの調査を行う予定であり、すでに着手している。また、上述の通り、「故牧野英一博士寄贈図書」（法務省所蔵）の35点の憲法改正関係資料を調査する予定である。

内容面での分析課題としては、①内閣に設置された憲法調査会との関係が課題である。憲法調査会の高柳会長は「月曜会」の主要メンバーであるし、また調査会資料を「月曜会」において活用している（S33.9.8）。あるいは今後の調査により、月曜会⇒憲法調査会という影響関係が判明する可能性もある。また②河井弥八らの所属した緑風会との関係も興味を引く。貴族院関係者・官僚出身者・文化人を主要な構成員とする緑風会は、独自の憲法調査活動を行い、大部の報告書も刊行しているが、その内容と「月曜会」の憲法論議との間には、何らの影響関係もないであろうか。今後、これらの点を中心に検討を進め、併せて研究会記録自体を翻刻・刊行する予定である。

*本研究はJFE21世紀財団2010年度の研究助成を受けたものであり、研究の遂行に当たっては同財団より格別のご配慮を賜った。ここに記し、心より感謝を申し上げます。

¹⁸ ここに「憲法改革」とは、いわゆる憲法附属法律による実質的意味の憲法システムの変革を意味する。